

令和8年6月18日 9:55～11:30

委員A はじめに、追加資料の説明を事務局に求める。

事務局 (追加1)

議員の活動状況については、議員ごとに若干のばらつきはあるが、年間約119日となっている。月換算では約10日、週換算では約2.5日である。

なお、市議会議員を専業としている議員は18名中14名である。

(追加2および追加3)

本資料は、類似団体のうち財政規模が同程度の団体を抽出し、報酬額の比較を行ったものである。

比較対象団体の選定に当たっては、基準財政需要額（地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を国が算定したものであり、教育・福祉・道路整備等を通常実施する際に必要となる最低限の経費水準を示すもの）を用いている。

今回は、この基準財政需要額が裾野市と前後おおむね10億円の範囲にある9団体を抽出している。

なお、「裾野市との差」の下段には、仮に事務局案とした場合、市長および副市長に3万円、議員に2万円を加算した場合の比較数値を記載している。教育長については、年収ベースで同程度であることから加算は行っていない。

また、資料下段には参考として県内における同程度の財政規模団体との比較を掲載しているが、人口規模に差があるため、あくまで参考として示すものである。

まず追加2について、類似団体との比較では、教育長の年収を除くすべての区分において平均を下回っていることが確認できる。

事務局加算案では、市長および副市長について、加算後は月額では若干下回るものの、年収ベースではおおむね同水準となる。

また、教育長については、加算を行わない場合でもおおむね同程度の水準である。

資料には記載していないが、加算による県内（政令市を除く21市）の順位変動は、市長が15位から15位、副市長が16位から14位、教育長は14位であり、人口順位も14位である。

次に追加3について、類似団体との比較では、すべての区分で

平均を下回っている。

事務局加算案では、各職の月額および年収は平均をやや下回るが、議員報酬総額ではおおむね同程度の水準となる。

順位変動については、議長が17位から15位、副議長が15位から15位、常任委員長は14市中9位から8位、議員は21市中15位から14位である。

なお、前回の議論を踏まえ、議員一人当たり人口を新たに掲載している。

委員A 議員一人当たり人口が県内（政令市を除く21市）17位とは、どのような意味か。

事務局 議員一人当たり人口の多い順に順位付けしているため、本市は一人当たり人口が少ない、すなわち議員数が多いことを意味する。

委員C 財政力指数について、前回裾野市は1.0との説明があったが、歳入は増加しているのか。

事務局 法人市民税等が増加していると聞いている。

委員G 支出削減によって財政力指数が上がっているのか。

事務局 分母を基準財政需要額、分子を歳入として算出している。分母は比較的固定的であり、歳入の増加により財政力が向上する仕組みである。

委員H 今後の歳入見通しは増加傾向か。

事務局 基本的には現状維持の見通しとしている。

委員A 工業団地の造成計画があると聞いている。企業進出が進めば歳入増加の要因となり得る。

追加資料に関する質疑は以上とし、審議に入る。

まずは市長、副市長、教育長について検討していく。

委員I 前回の審議において、人口規模と給料額は県内順位で中間に位置しており、給料水準も順位的に大きな乖離がないことから据え置きとする意見を述べたが、その後調査を行った中で、及川前副市長が進めた財政非常事態宣言解除の経緯を確認し、副市長の職務および役割の重要性を再認識したことから、据置意見を改め、増額とする意見に修正したい。

委員A 及川前副市長が多大な尽力をされたことは承知している。

委員H 現在の副市長には前職が県職員の方がいるが、県職員としての身分を保持したまま着任しているのか。

事務局 県職員を退職の上、着任している。

委員A 副市長はほぼ毎日出勤しており、土日のイベントにも頻繁に参加している。

委員B 市長および副市長ともに観光協会事業へ参加いただくほか、企業誘致等にも積極的に取り組んでいる。

委員E 市長及び副市長の事務局加算案は妥当と考える。

	類似団体比較では平均並み、県内ではやや上回る水準となるが、副市長の人材確保の観点から、給料水準が選択要因の一つとなることも考えられる。 なお、菊川市の教育長に支給されている扶養手当の内容を確認したい。
事務局	一般職員と同様の制度であり、子1人当たり最大13,000円、次いで6,500円である。 因みに、通勤手当については多くの団体で支給されていることから通勤手当については付帯意見として検討していただく余地があると考えている。
委員F	通勤手当を適切に支給した前提での3万円の加算が适当と考える。
委員E	通勤手当の上限額はあるか。
事務局	15万円が上限である。
委員C	通勤手当は一般職員に準じて支給されるのか。
事務局	そのとおりである。
委員G	副市長の住宅費は自己負担か。
事務局	そのとおりである。住宅手当として支給する場合は上限28,000円である。 他団体では住宅を借り上げて官舎扱いとする例もあり、手当ではなく必要経費として市が負担する考え方もある。
委員G	住宅費を個人負担する影響は大きい。
委員A	住宅費についても付帯意見として検討すべきであり、市内居住者との公平性にも配慮が必要。 市長および副市長については方向性がおおむね固まってきたが、教育長についてはどうか。
委員C	賞与の支給率については、市町ごとに決められているのか。
事務局	団体ごとに支給月数や算定方法に差はある。
委員G	市長、副市長、教育長の位置付けは行政の三本柱と考えてよいのか。
事務局	市長、副市長および教育長はいずれも特別職の職員であり、市政運営の三本柱の一つと位置付けることができる。 教育長は不可欠な役職と考えてよいのか。
事務局	市の教育方針を決定し推進するために不可欠な役職である。
委員C	教育長の選考はどのように行われるのか。
事務局	市長が候補者を選任し、市議会の同意を得て任命される。
委員G	職務内容が十分に理解できなければ、報酬水準の妥当性を判断することが難しい。
事務局	教育長は一定の独立性を有し、市の教育行政の中心を担う立場にあり、教育行政の最高責任者である。
委員F	市内小中学校の統廃合等の方針決定を行う立場と認識してい

	る。
	付帯意見として通勤手当や住宅費を盛り込むことができるのであれば、給料は据え置きという判断も一案と考える。将来の見通しが不透明な中で、教育行政を担う人材確保の観点からも付帯意見は重要である。
委員 C	市長、副市長、教育長を横並びで見た際の整合性を考えると、据え置きよりも増額が適当と考える。
委員 H	教育長のみ据置とした場合、据置期間が長期化し、将来的に単独で給料を諮問する必要が生じるなど課題が想定されるため、今回増額しておく方が望ましいと考える。
委員 A	5,000 円または 10,000 円程度での増額を検討してはどうか。
委員 F	前回資料の類似団体比較では、平均との差は市長 66,000 円、副市長 55,000 円、教育長 8,000 円である。 この状況で市長・副市長を 30,000 円、教育長を 10,000 円増額すると、教育長のみ過度な引上げとなる。
委員 H	8,000 円とした場合、平均との差は解消されるが県内順位に変動はあるか。
事務局	順位に変動はない。 また、市長・副市長との平均差との比率を踏まえると、教育長は 5,000 円とする考え方も成立する。
委員 A	市長は 30,000 円、副市長は 30,000 円の増額とし、副市長に対しては通勤手当および住宅に関する費用について付帯意見を付す。教育長については 5,000 円の増額とし、通勤手当に関する付帯意見を付すことでよろしいか。
委員	異議なし
委員 G	確認だが、教育長の通勤手当についてはどうか
委員 F	通勤手当は付すべきと考える。
委員 G	同意する。
委員 A	それでは、教育長についても通勤手当に関する付帯意見を付すこととする。 議員報酬の審議に移る。 議員の活動状況については、議長はほぼ毎日出務しているとされる。副議長は平日一定程度出務しているが、土日の行事参加は議長ほどではない。常任委員長および一般議員は月平均 10 日程度であり、一般的な勤労者と比較すると活動日数は少ない。兼業が可能である点も踏まえ、20,000 円の増額が妥当か検討する必要がある。
委員 I	議員定数削減の議論があったが、現在の議員報酬は一般職員の平均給与水準と同程度である。
委員 E	一般職員と同水準では議員職の魅力に欠けるた。より高い水準が必要と考える。

委員B	現在の活動状況を踏まえると据置も一案と考えるが。
委員G	定数と報酬は分けて検討すべきか。
事務局	本審議会は報酬を対象とするが、定数との無関係に審議することは難しい。付帯意見として整理することも可能である。
委員H	政務活動費は、報酬とは別に月額 22,500 円が支給されているのか。
事務局	そのとおり。調査研究その他の活動に資するための必要経費であり、報酬とは性質を異にするものである。
委員C	前回の審議において、議員報酬は他団体と比較して低水準であることを確認した。仕事ぶりととの整合は別として、据え置いた場合は議員のなり手不足を招く懸念がある。他団体との比較においても相対的に低い水準にある。
委員B	他団体と比較すると水準は低いと考えるが、議員によって活動実態に差があり、中には活動が見えにくい議員もいる。議員活動については一層の充実が求められる。
委員D	委員活動に関する追加資料で示されたものは表面化している活動であり、見えない活動も存在すると思われる。精力的に活動している議員がいる場合には増額を検討する余地があるが、報酬の引上げが立候補者の増加に直結するかについては疑問がある。
委員C	市政に貢献したいという意欲を持つ人材は、必ずしも報酬額に左右されるものではないと考える。
委員E	追加資料によれば、専門議員は 18 人中 14 人である。年収は約 570 万円であり、一般的な給与水準としては一定の水準であるが、議員活動に伴う諸経費を考慮すると 2 万円程度の増額では不十分である。なり手不足への対応としても、一定の増額が必要であると考ええる。
委員G	県内比較では順位が低く、増額が必要と考える。また、議長の活動状況を踏まえると、一般議員との間に差を設けることが適当である。
委員H	議会費の割合は、事務局案の加算によってどの程度変化するか。
事務局	市全体の歳出規模が大きいため、議会費の割合に大きな変化はないと考える。
委員H	市長、副市長、教育長と比較した場合、県内順位が 19 位と低位であることから、全体のバランスを考慮すれば引上げが妥当と感じる。
委員A	議長は 30,000 円、副議長は 20,000 円の増額が適当と考えるが、一般議員については 20,000 円ではなく 10,000 円程度でもよいのではないか。
委員H	一律でなく、役職に応じた差を設けるべきである。

委員G	県内における議員一人当たり人口の順位はどうなっているか。
事務局	21 市中 17 位である。
委員A	定数が多いため、一人当たり人口が少ない状況である。
委員F	議長は 30,000 円が妥当と考える。副議長 20,000 円、一般議員 15,000 円とするなど、役職に応じて差を設けることが適当である。また、定数については直接的な答申事項ではないものの、報酬増額と併せて適正人数に関する付帯意見を付すことが望ましい。
事務局	議長 30,000 円、副議長 20,000 円、一般議員 15,000 円とした場合、類似団体の平均総額と概ね同水準となる。
委員E	議員定数の見直しが議会で可決された場合の適用時期はどうなるか。
事務局	多くの場合、議員発議によるものであり、適用は次期改選時となると考えられる。今回の付帯意見が直接的に発議につながるかは不明であるが、重く受け止められるものとする。
委員A	議員定数削減について市民発議は可能か。
事務局	理論上は、市民の意見を受けて市長が発議することは不可能ではないが。
委員C	現実的には議員自身が定数について検討することとなるのか。
事務局	そのように考えている。
委員A	議長 30,000 円、副議長 20,000 円、一般議員 15,000 円で整理する案とするが、一般議員について 10,000 円とする意見もある。
委員F	一般議員を 10,000 円とした場合、総額はどうか。
事務局	類似団体の平均総額をやや下回る。
委員A	平均水準に合わせる 15,000 円の方が、根拠として明確である。議長および副議長は出務状況を踏まえ、一般議員については総額比較により整理する説明が妥当である。
委員C	報酬増額には賛成であるが、過去に地区要望が予算不足により実現できなかった経験がある。歳出増加により地区要望への対応が遅れることのないよう配慮すべきである。
委員A	地区要望については十分に配慮すべきである。歳出増によって市民サービスが低下することのないよう、行政の適切な対応が求められる。
	議員活動には差があるものの、類似団体および県内団体との比較を踏まえ、報酬は増額とすることが適当である。
	議長 30,000 円、副議長 20,000 円、常任委員長および一般議員は 15,000 円の増額とする。
	付帯意見として、副市長および教育長については通勤手当および住宅に関する費用について、市議会議員については定数の在り方について、それぞれ検討することとする。